

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議運営規則

令和 7 年 6 月 30 日

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議設置要綱 5 .
(2) の規定に基づき、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議運営規則を次のように定める。

(会議の公開)

1. 本協力者会議は、公開とする。ただし、次の(1)及び(2)を審議する場合を除く。
 - (1) 座長、座長代理の選任その他人事に係るもの
 - (2) 座長が、公にすることにより、以下に該当すると認めるもの
 - ア. 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - イ. 法人その他の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ウ. 地域スポーツクラブ活動体制整備事業又は文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - エ. その他正当な理由があるもの

(議事録)

2. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げるものについては議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. (2) に該当するものについては、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

(会議資料の公開)

3. 会議資料は公開とする。ただし、座長が、公にすることにより、1. ただし書に該当すると認める場合は、非公開とする。

(守秘義務)

4. 会議の出席者は、上記の規定により公表された範囲を超えて、会議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。

(ワーキングの会議の公開等)

5. この決定は、本協力者会議に置かれるワーキンググループに準用する。

(その他)

6. この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、本会議に諮って定める。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和 7 年 6 月 30 日）から施行する。